The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	戦国期における子産像 : 儒家系文献を中心に
Author(s)	中村, 未来
Citation	中国研究集刊. 2017, 63, p. 88-104
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/70147
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

中国研究集刊　果号（総六十三号）平成二十九年六月　八八―一〇四頁

〔特集〕

戦国期における子産像

――儒家系文献を中心に

中村未来

はじめに

子産についての記述は、『左伝』に詳しい。『左伝』には、「君子謂子産於是乎知礼、礼無毀人、以自成也（君子謂う 子産是に於いて礼を知れり、礼は人を毀ちて、以て自ら成すこと無きなり）」（昭公十二年）や「吉也聞諸先大夫子産曰『夫礼、天之経也、地之義也、民之行也。天地之経、而民実則之』（吉（中村注：子大叔）や諸を先大夫子産に聞けり、曰く『夫れ礼は、天の経なり、地の義なり、民の行なり。天地の経にして、民実に之に則る』）」（昭公二十五年）等とあり、第一に子産が「礼」を重んずる人物であったとされていたことが分かる。また、民に慕われる存在である一方(注1)、たとえ反対する声があがっても丘賦（税法）を断行し(注2)、刑書を鋳て厳格に人々を統制しようとする等(注3)、強固に己の政策を推し進めた姿も描かれている。さらには、山川や日月星辰の神々への祭祀を容認したり(注4)、非業の死をとげた者は祟りをなすと述べる等(注5)、天人相関の思想や魂魄論をも排除しない姿には、一般的に広く認識された「天道は遠く、人道は邇し」（『左伝』昭公十八年）と述べる子産とはまた異なる子産像を窺うことができるであろう(注6)。『左伝』は、古来、多くの研究者が指摘してきた通り、累層的に形成された文献であると考えられる(注7)。そのため、上記に述べた『左伝』に見える子産像についても、新古様々な過程を経て成立してきたこ

とが予想され、一括りに取り上げて論ずることは難しいかもしない。しかし、野間文史氏が「『左伝』には幾重にも重なった層が見えるのは確かであるが、あまり形式的に分類すると、生ける混沌に七竅を穿つ恐れ無しとしない」と指摘し(注8)、また実際、子産の事蹟のほとんどが『左伝』後半部に偏って伝世している現状からも、その貴重な資料群に目を向けることなく、検討対象から除外することは研究の停滞を招く結果になりかねない。以上の状況により、従来の子産に関する先行研究では、『左伝』に見える記述を中心に、子産の合理性や政治手腕が論じられてきた(注9)。僅かに津田左右吉氏と小野沢精一氏については、『左伝』に見える子産と儒家思想との関連を論じ、儒家の影響を多大に受けて『左伝』の記述が成されたと結論づけていることが分かる(注10)。特に、津田氏は『左伝』に見える儒家的な子産の記述は『史記』鄭世家や循吏列伝等から取られたものであるとしているが、『史記』に見える子産の記述に問題が多いことは、すでに菅本大二氏の指摘がある(注11)。また小野沢氏は『論語』から『荀子』へと続く賢人認識と関連付けて『左伝』の子産説話の形成を説いている。しかし、氏は儒家系文献の子産像を網羅的に検討しているわけではなく、況してや孔子が「恵人なり」(『論語』憲問)と称した子産であるが、その後の儒家系文献である『孟子』や『荀子』に記された評価は必ずしも高くはなく、一定していない。果たして、『左伝』に描かれた名宰相子産の姿は、津田氏や小野沢氏が指摘する通り、『荀子』や『史記』の影響下に形成されたものと言えるのか。そもそも儒家は子産を一体どのように捉えていたのか。今一度検討する必要があろうと思われる。

そこで、本稿では従来の『左伝』を中心に語られる子産像に、これまで詳細に論じられることのなかった儒家系文献における子産の評価と、孟子の活動とほぼ同時期(戦国中晩期)のものと考えられる新出土文献・清華簡『子産』(注12)に見える子産の政治姿勢とを比較することにより、これらの文献に見える子産像の相違を明確にし、それが何に基づくものであったのか、検討してみたい。

一、儒家系文献における子産の記述

古えの聖賢を貴ぶ儒家において、子産はどのように捉えられていたのであろうか。まずは『論語』中の子産に関する以下三点の記述を確認してみたい。

①子謂子産、「有君子之道四焉。其行己也恭、其事

上也敬、其養民也惠、其使民也義」（公冶長）
（子 子産を謂う、「君子の道四有り。其の己を行うや恭、其の上に事うるや敬、其の民を養うや惠、其の民を使うや義」と。）

②或問子産。子曰「惠人也」。問子西。曰「彼哉、彼哉」。問管仲。曰「人也、奪伯氏駢邑三百、飯疏食、没歯、無怨言」（憲問）
（或るひと子産を問う。子曰く「惠人なり」と。子西を問う。曰く「彼をや、彼をや」と。管仲を問う。曰く「人や、伯氏の駢邑三百を奪い、疏食を飯いて、歯を没するまで、怨言無し」と。）

③子曰「為命、裨諶草創之、世叔討論之、行人子羽脩飾之、東里子産潤色之」（憲問）
（子曰く「命を為るに、裨諶 之を草創し、世叔 之を討論し、行人の子羽 之を脩飾し、東里の子産 之を潤色す」と。）

①では、子産を君子の四つの道（恭しい態度・目上に対する慎み深さ・民に対する慈愛・民を用いる時の正しいやり方）を備えた人物とし、②においても同様、孔子は子産を恵み深い人物と評価していたことが分かる。また、③では、鄭の文書は裨諶や世叔、子羽や子産が手を加えていたため優れていたのだと、その政治体制を評価する内容が見える。このように、『論語』では子産は君子の道に通じた役人であり、孔子の敬慕の対象として扱われていたことが窺える。

それでは、次に『孟子』と『荀子』における子産の記述を確認したい。『孟子』において、子産の記述は以下の二箇処に見える。

④昔者有饋生魚於鄭子産、子産使校人畜之池。校人烹之、反命曰「始舎之圉圉焉、少則洋洋焉、攸然而逝」。子産曰「得其所哉、得其所哉」。校人出曰「孰謂子産智。予既烹而食之、曰得其所哉、得其所哉」。故君子可欺以其方。難罔以非其道。（万章上）
（昔者 生魚を鄭の子産に饋るもの有り、子産 校人をして之を池に畜わしむ。校人之を烹て、反命して曰く「始め之を舎てば圉圉焉たり、少くすれば則ち洋洋焉たり、攸然として逝けり」と。子産曰く「其の所を得たるかな、其の所を得たるかな」と。校人出でて曰く「孰か子産を智なりと謂う。予既に烹て之を食うに、曰く其の所を得たるかな、其の所を得たるかな」と。故に君子は欺く

に其の方を以てすべし。罔うるに其の道に非ざるを以てし難し。）

⑤子産聴鄭国之政、以其乗輿済人於溱洧。孟子曰「恵而不知為政。歳十一月徒杠成、十二月輿梁成、民未病渉也。君子平其政、行辟人可也。焉得人人而済之。故為政者、毎人而悦之、日亦不足矣」（離婁下）

（子産 鄭国の政を聴き、其の乗輿を以て人を溱洧に済す。孟子曰く「恵なれども政を為すを知らず。歳の十一月には徒杠成り、十二月には輿梁成らば、民未だ渉ることを病まざるなり。君子 其の政を平らかにせば、行きて人を辟けしむるも可なり。焉んぞ人人にして之を済すを得ん。故に政を為す者は、人毎にして之を悦ばさんとすれば、日も亦た足らず」と。）

④に見える『孟子』の記述からは、子産が「君子」であるとされていたことが分かる。ただし、『論語』に見られたように、その人となりや政治的手腕が称揚されているわけではなく、筋道立った理論により欺かれてしまった君子という滑稽な役回りとなっている。また⑤では、橋を架けるという処置をせずに、目の前の川を渡る者を自分の乗物に乗せて渡したという子産に対して、孟子は、慈悲深いが真の政治を知るものではない、と切り捨てていることが窺える。

続いて『荀子』に見える子産の記述は以下の三点である。

⑥成侯・嗣公聚斂計数之君也、未及取民也。子産取民者也、未及為政也。管仲為政者也、未及修礼也。故修礼者王、為政者強、取民者安、聚斂者亡。（王制）

（成侯・嗣公は聚斂計数の君なり、未だ民を取るに及ばざるなり。子産は民を取る者なり、未だ政を為すに及ばざるなり。管仲は政を為す者なり、未だ礼を修むるに及ばざるなり。故に礼を修むる者は王たり、政を為す者は強く、民を取る者は安く、聚斂する者は亡ぶ。）

⑦子謂子家駒続然大夫、不如晏子。晏子功用之臣也、不如子産。子産恵人也、不如管仲。管仲之為人、力功不力義、力知不力仁、野人也、不可以為天子大夫。（大略）

（子 子家駒を謂う、続然たる大夫なり、晏子に如かず。晏子は功用の臣なり、子産に如かず。子産は恵人なり、管仲に如かず。管仲の人と為りや、

功を力めて義を力めず、知を力めて仁を力めず、野人なり、以て天子の大夫と為すべからず。）

⑧是以湯誅尹諧、文王誅潘止、周公誅管叔、太公誅華仕、管仲誅付里乙、子産誅鄧析・史付。此七子者、皆異世同心。不可不誅也。（宥坐）

（是を以て湯は尹諧を誅し、文王は潘止を誅し、周公は管叔を誅し、太公は華仕を誅し、管仲は付里乙を誅し、子産は鄧析・史付を誅す。此の七子なる者は、皆世を異にすれど心を同じくす。誅せざるべからざるなり。）

『荀子』において子産は、晏嬰や管仲などの聖賢と比較すべき対象として位置づけられているものの、⑥や⑦の資料に「子産は民を取る者なり、未だ政を為すに及ばざるなり」や「子産は恵人なり、管仲に如かず」とあるように、『孟子』同様、民を治め、恵み深い人物ではあるが、政治を行うには至らなかったという評価がなされていたことが分かる。『左伝』において、「礼」を重んずる人物として描かれていた子産は、⑥の資料では、「礼を修めるに足らぬ管仲」にすら及ばぬ存在として記述されていることが注目される。果たして、この「恵人」「取民」に偏った子産評価は、戦国期において一般的なものだったのであろうか。次に孟子の活動とほぼ同時期（戦国中晩期）の新出土資料である清華簡『子産』について、検討してみたい。

二、清華簡『子産』に見える統治方法

（1）清華簡『子産』の書誌情報と概要

まずは、清華簡『子産』の書誌情報について確認する。

清華簡とは、二〇〇八年に清華大学が入手した約二五〇〇枚の竹簡群を指す。清華簡は盗掘簡であるため、書写年代は不明であるが、炭素十四年代測定法、および文字学・文献学の観点から、戦国中晩期の文献と考えられている。二〇一六年四月に刊行されたその第六分冊の図版には、『子産』と題された文献（清華簡『子産』）が含まれていた(注13)。

清華簡『子産』の整理者は李学勤氏。簡長は約四十五㎝、簡幅は約〇・六㎝である。竹簡は全二十九簡、竹簡に順番を示す編号は付されていなかった。整理者が指摘するとおり、本篇は十の小段に分けることができ、そのうち前九段はすべて「此謂……」という定型句によって締めくくられていることが分かる。本篇の内容を具体的に

見れば、第3～5簡には「子産所嗜欲不可知、内（納）[注14]君子亡支（弁）[注15]。（中略）謹信有事[注16]、所以自勝立中。此謂「亡好悪」。（子産 嗜欲する所知るべからず、君子の弁ずる亡きを納る。（中略）信を謹みて有事なるは、自勝して中を立つる所以なり。此れを「好悪亡し」と謂う。）」とあり、為政者が好悪の感情を表して、偏愛する者を官吏として任用すべきではないことが記されており、また第7～9簡には「子産不大宅域、不窶（崇）台寝[注17]、不飾美車馬衣裘、曰「勿以辿（**㪅**）也」[注18]。（中略）此謂「卑逸楽」。（子産 宅域を大にせず、台寝を崇くせず、車馬衣裘を飾美せず、曰く「以て**㪅**（大）すること勿かれ」と。（中略）此れを「逸楽を卑む」と謂う。）」と、豪奢な生活をせず、節約すべきことが説かれている。さらに、第20～22簡には、善君は「昔前善王の法」に習い、また遺臣を用いていたことや、子産が「老先生の俊」「六輔」等の賢臣とともに政治を行っていたことが示され[注19]、第6簡には「秩 所以従節行礼、行礼践政有事、出言邅（復）[注20]、所以知自有自喪也（秩 節に従い礼を行う所以なり、礼を行い政を践みて有事なるは、言を出だして復（践）み、自有自喪を知る所以なり）」とあり、『左伝』同様、「礼」を重視する記述が見られる等、その内容は多岐に渡っている。

整理者は、本篇中には、「訐（信）」字のような典型的な三晋系の書法が見え、本篇の制作者、あるいは書写者が鄭と一定の関係を有するものであった可能性があるとしている[注21]。趙平安氏も、本篇において、「臺」（第7簡）、「達」（第13簡）、「雌」（第28簡）、「宅」（第7・8簡）等が三晋系文字の風格で記されていると指摘する[注22]。その他、本篇における「者」や「之」、「也」字等の書風は全篇を通して一貫しており、本篇が明らかに同一の書写者によってまとめられ、記述された文献であったことが窺える。また、本篇には、「不遇大国[注23]、大国故肯作（措）其謀[注24]（大国に遇（敵）せざれば、大国故に肯えて其の謀を措く）」（第28簡）という記述が見え、大国である晋・楚を意識した小国鄭の態度が垣間見える。楚系文字に三晋系の書法が混在した本篇は、文字の上からも、文献内容からも、まさに鄭と楚・晋との文化的接触や外交政策を認識できる、貴重な史料であると言えるだろう。そのため、清華簡『子産』には、子産の道徳修養と政策に関する内容の他、「昔之聖君」「有道之君」等の理想とすべき統治方法や、「古之狂君」「不良君」等の反面教師とすべき統治方法についても記載が見られるが、全篇を通して子産の政策を中心に、為政者に対して教誡的内容を説くまとまりを持った一篇と捉えて検討することが可

能であると考える。

それでは、『孟子』や『荀子』などの儒家系文献が子産に対してくだした「恵人」という評価は、清華簡『子産』にも見られるものなのであろうか。次に、本篇中に見える民衆統治に関する記述に注目して検討してみたい。

(2) 為政者の民への対応

清華簡『子産』における民に対する為政者の注目すべき統治内容は、以下の三箇所に見える。

⑨以私事使民、事起過行、過行罪起、罪起民藟(零)(注25)、民藟(零)上危。己之罪也、反以罪人。此謂「不事(使)不戻(辠)」(注26)。(第10～11簡)

(私事を以て民を使えば、事起りて過ち行われ、過ち行われば罪起り、罪起れば民零し、民零すれば上危し。己の罪なれど、反りて以て人を罪す。此れを「使わざれば戻(辠)せず」と謂う。)

⑩民有過失・敖佚弗誅、曰「苟我固善、不我能乱。我是荒怠、民屯葸(廃)然」(注27)。下能式上。此謂「民信志之」。(第17～19簡)

(民 過失・敖佚有れど誅さず、曰く「苟しくも我 善を固むれば、我を能く乱さず。我是れ荒怠ならば、民 屯 廃然たり」と。下は能く上に式る。此れを「民 信にして之を志す」と謂う。)

⑪乃聿(肆)三邦之令(注28)、以為鄭令・野令、導之以教。乃恊(繹)天地・逆順・強柔(注29)、以咸斂(禁)御(禦)(注30)。肆(肆)三邦之刑、以為鄭刑・野刑、行以惷(峻)命・裕儀(注31)、以釈亡教・不辜。此謂「張美棄悪」。(第24～26簡)

(乃ち三邦の令に肆(習)い、以て鄭令・野令を為し、之を導くに教を以てす。乃ち天地・逆順・強柔を繹ね、以て咸 禁禦す。三邦の刑に肆(習)い、以て鄭刑・野刑を為し、行うに峻命・裕儀を以てす、以て亡教・不辜を釈す。此れを「美を張し悪を棄つ」と謂う。)

⑨では、民を為政者の私事に用いれば過ちが起こり、為政者の立場も危うくなるとされている。これは、資料①の『論語』に見える「其の民を使うや義(民を使うには正しいやり方を用いる)」と同義の訓戒であると考えられる。また⑩では、民に過失があった場合にも民を罰せず、上に立つ者が行いを慎めば、政治が乱れることもなく、下の者もそれに則るものだと説かれており、⑪で

は、夏殷周三代の令や刑によって鄭（国都）・野（郊野）の令・刑を定め教え導くが、教化を受けていない者・罪無き者には刑を加えないという内容が見える。ここで⑩⑪に共通して「民（亡教・不辜）に刑罰を加えない」と説かれている点は、大いに注目される。成文法を制定し、法家の先駆とも称される子産であるが、本篇には人々を教化しようと努め、さらには未教化の民の罰を許すなど、法家には見られぬ柔軟性と儒家のごとき民への配慮が示されているのである。これは法家の韓非子等が唱えた「信賞必罰」よりも、儒家の「教えざるの民を以て戦うは、是れを棄つと謂う」（『論語』子路）や、「故に教えずして誅すれば、則ち刑繁くして邪に勝えず」（『荀子』富国）という立場に近い統治論と言えるだろう。なお、清華簡『子産』第15～17簡の「善を用いて不善を斥ける内容」が記された箇所には(注32)、民への具体的な施策は示されないものの、「労恵邦政（邦政を労恵す）」と見え、子産の国政に対する「恵人」としての側面を窺うことができる。

一方、『礼記』仲尼燕居には、次のように、子産が慈悲深くも、人々を教え導くことができない人物として語られている箇所がある。

⑫子曰「師、爾過。而商也不及。子産猶衆人之母也、能食之不能教也」。子貢越席而対曰「敢問将何以為此中者也」。子曰「礼乎礼。夫礼所以制中也」。（『礼記』仲尼燕居）

（子曰く「師（中村注：子張）、爾は過ぎたり。而して商（中村注：子夏）や及ばず。子産猶お衆人の母ごとし、能く之を食えども教うること能わざるなり」と。子貢 席を越えて対えて曰く「敢えて問う、将た何を以てか此の中なる者と為さん」と。子曰く「礼か礼なり。夫れ礼は中を制する所以なり」と。）

⑫の記述は、清華簡『子産』の中で「之を導くに教を以てす」（資料⑪）と語られ、子産が教育や教化の必要性を説くのとは相反する記述であり、『左伝』にも窺うことのできない子産のイメージだと言えるだろう。恐らくこれも、『孟子』や『荀子』と同様に、子産の「恵人」を強調した後儒のイメージである可能性が高いと考えられる。

三、「恵人」という子産像の背景と展開

（1）子産像の相違について

それでは、このような子産のイメージに相違が生じた背景には、どのような理由が考えられるであろうか。まずは、先秦におけるその他の諸子の書、法家の『韓非子』および道家の『荘子』に見える子産像について確認してみたい。

⑬夫求聖通之士者、為民知之不足師用。昔、禹決江濬河而民聚瓦石。子産開畝樹桑、鄭人謗訾。禹利天下、子産存鄭、皆以受謗。夫民智之不足用亦明矣。故挙士而求賢智、為政而期適民、皆乱之端。未可与為治也。（『韓非子』顕学）

（夫れ聖通の士を求むるは、民知の師用するに足らざるが為なり。昔、禹 江を決し河を濬くし、而して民 瓦石を聚む。子産 畝を開き桑を樹えて、鄭人謗訾す。禹 天下を利し、子産は鄭を存して、皆以て謗を受く。夫の民智の用いるに足らざること亦た明らかなり。故に士を挙げて賢智を求め、政を為して民に適うを期するは、皆 乱の端なり。未だ与に治を為すべからざるなり。）

⑭申徒嘉、兀者也、而与鄭子産同師於伯昏無人。（中略）其明日、又与合堂同席而坐。子産謂申徒嘉曰「我先出、則子止。子先出、則我止。今我将出、子可以止乎、其未邪。且子見執政而不違、子斉執政乎」。（『荘子』内篇・徳充符）

（申徒嘉は、兀者なり（注33）、而して鄭の子産と同じく伯昏無人を師とす。（中略）其の明日、又た与に堂に合し席を同じくして坐す。子産 申徒嘉に謂いて曰く「我先に出づれば、則ち子止まれ。子先に出づれば、則ち我止まらん。今我将に出でんとするに、子 以て止まるべきや、其れ未だしや。且つ子は執政を見て違けず、子は執政に斉しきか」と。）

資料⑬の『韓非子』では、子産の経済政策は評価すべきものであるにも関わらず、民から誹謗を受けたとして、賢人を求め、民心に適う政治を行おうとすれば必ず乱れることになると法家的な立場が語られている。『韓非子』中には、この他十一箇所に子産に関する記述が見られるが（注34）、それらは法政策にかかわることが主であり、儒家がしきりに唱えた子産の「恵人」を強調するような内

容は窺えない。また資料⑭の『荘子』においては、子産が障害者を見下す傲慢な人物として描かれており、ここにも、儒家の主張する子産評価を窺うことはできない。

子産が「恵人」と評価されることについては、蘇轍の『古史』巻三十・鄭子産列伝第七にも次のような指摘がある。

⑮子産豈徒寛恵者哉。然孔子之称子産曰「恵人」(注35)。又以為「古之遺愛」(注36)。儒者由此意之故孟子言「子産以乗輿済人於溱洧、以為恵而不知為政」(注37)。甚者又曰「子産猶衆人之母、能食之而不能教也」(注38)。此皆、非子産之実。蓋恵而愛人、無礼法以将之則有所不行。若子産則以礼法行恵者也。孔子之説云爾。

(子産は豈に徒ただに寛恵の者ならんや。然れども孔子の子産を称して曰く「恵人なり」と。又た以て「古の遺愛なり」と為す。儒者は此の意に由るの故に孟子言う「子産 乗輿を以て人を溱洧に済すは、以為らく恵なれども政を為すを知らず」と。甚だしき者又た曰く「子産猶お衆人の母なり、能く之を食えども教うること能わざるなり」と。此れは皆、子産の実に非ず。蓋し恵にして人を愛すれど、礼法以て之を将いる無くんば則ち行われざる所あり。子産の若きは則ち礼法を以て恵を行う者なり。孔子の説云爾。)

蘇轍は資料⑮において、子産はただ恵み深いだけの者というわけではないが、孔子が「恵人」「古の遺愛なり」と称してから、儒家が子産を「恵人」と評価するようになったとしている。また、それらの記述は子産の真の姿を捉えてはおらず、子産は礼法を修めた上で人に恩恵を施すものであったのだと説いていることが分かる。

この蘇轍の議論を、山岡利一氏は肯定し(注39)、さらに『左伝』に「郷校を毀たず」(注40)とあり、また輿人の誦に「我に子弟有り、子産之を誨う」(注41)とあることから、『礼記』仲尼燕居の「能く之を食えども教うること能わざるなり」という記述を否定し、子産が教育を重視していたことは明白だと述べている。

確かに蘇轍が指摘するように、様々な行政政策に力を入れた子産を、殊更「恵人」と評するのは、儒家に突出した特徴であるように思われる。ただし、『論語』における子産の評価は、「恵人」のみに偏っていたわけではなく、資料①③で確認したとおり、その評価は恭しく礼を備えた姿や、鄭の高い文書作成能力にまで及んでい

た。そのため、孔子が語った「恵人」をとりわけ強調し、そこに政治能力がないという負のイメージまでも附加したのは、やはり『孟子』以降、戦国期の儒家であったと考えられよう。

(2) 儒家における子産像の展開

子産が民を利することに努め、民を慈しむ政治を行っていたことは、戦国中晩期の新出土文献・清華簡『子産』からも窺うことができた。しかし、その一方で、清華簡『子産』には『左伝』や『韓非子』など、その他多くの古典に見られる刑書や丘賦を定めた子産像を彷彿とさせる「令・刑」の制定に関する記述（資料⑪）や、「税制」に関するものと考えられる記述も見受けられ(注42)、「恵人」のみに偏らぬ子産の政策をも認めることができる。清華簡『子産』は、整理者により、子産を評価し、かつ鄭と関連のある人物によって書写された可能性が指摘されているが、子産を「恵なれども政を為すを知らず」（離婁下）と位置づける『孟子』と同時期の文献であることを考慮すれば、両者の評価には大きな差異があると言わざるを得ない。それでは、この認識の相違は一体どこから生じたものであったのか。

孔子は『論語』中、「道之以政、斉之以刑、民免而無恥。道之以徳、斉之以礼、有恥且格（之を道くに政を以てし、之を斉うるに刑を以てすれば、民免れて恥無し。之を道くに徳を以てし、之を斉うるに礼を以てすれば、恥有りて且つ格し）」と述べ、民衆統治において、法政や刑罰を徳や礼に及ばぬものと捉えていたことが分かる。また、『左伝』昭公二十九年には、晋が成文法を制定したことを強く批難する孔子の姿が記述されている(注43)。『論語』中、孔子が直接的に子産の刑書を批判する内容は見られないが、敢えてそれを取り上げて論ずることもなかった。あるいは、この記録されなかったという事実にこそ、孔子の「刑法」明文化への批判が示唆されているのではないかとも考え得る。孔子を継ぐ者と自負する孟子も、刑書を鋳込む一方で、礼の人と呼ばれ、民への慈愛を語る子産の施策の全てを採用することはなかった。優れた統治者としての像は、その他有徳の聖賢に託し、孟子は子産を、法を切り捨て、行政能力を排除した「恵人」の姿として『論語』から選び取ったのである。ただし、この作為的なイメージの選別は、儒家だけが行ったものではなかろう。法家は法家の立場から、刑書や優れた政策を行った子産を評価し、道家は道家の立場から、子産を傲慢な為政者として描き出した。戦国期における異なる子産評価は、このように多様な子産の事跡

を、それぞれの思想家が自らの主張に合う形で選び取った結果、生じたものであったと考えられる。

後の儒家系文献である『韓詩外伝』には、必罰を行う季孫氏に対して、子貢が子産の統治法を挙げ、諫める内容が見える。

⑯季孫氏之治魯也、衆殺人、而必当其罪。多罰人、而必当其過。子貢曰「暴哉。治乎」。季孫聞之、曰「吾殺人、必当其罪。罰人、必当其過。先生以為暴何也」。子貢曰「夫奚不若子産之治鄭、一年而負罰之過省、二年而刑殺之罪亡、三年而庫無拘人。故民帰之、如水就下。愛之如孝子敬父母。子産病、将死、国人皆吁嗟、曰『誰可使代子産死者乎』。及其不免死也、士大夫哭之於朝、商賈哭之於市、農夫哭之於野。哭子産者皆如喪父母。今竊聞夫子疾之時、則国人喜、活則国人皆駭。以死相賀、以生相恐、非暴而何哉。賜聞之、託法而治、謂之暴。不戒致期、謂之虐。不教而誅、謂之賊。以身勝人、謂之責。責者失身、賊者失臣、虐者失政、暴者失民。且賜聞、居上位、行此四者而不亡者、未之有也」。於是季孫稽首謝曰「謹聞命矣」。『詩』曰「載色載笑、匪怒伊教」(注44)。(『韓詩外伝』巻三)

(季孫氏の魯を治むるや、人を殺すこと衆し、而して必ず其の罪に当つ。人を罰すること多し、而して必ず其の過に当つ。子貢曰く「暴なるかな。治や」と。季孫之を聞きて、曰く「吾 人を殺すに、必ず其の罪に当つ。人を罰するに、必ず其の過に当つ。先生以て暴と為すは何ぞや」と。子貢曰く「夫れ奚ぞ子産の鄭を治むるが若からず、一年にして罰を負うの過ち省き、二年にして刑殺の罪亡く、三年にして庫 拘人無し。故に民 之に帰すること、水の下に就くが如し。之を愛すること孝子が父母を敬するが如し。子産病みて、将に死せんとすれば、国人皆な吁嗟し、曰く『誰か子産に代わって死なしむべき者ぞや』と。其の死を免れざるに及びてや、士大夫之を朝に哭し、商賈之を市に哭し、農夫之を野に哭す。子産を哭する者 皆 父母を喪うが如し。今 竊かに聞く夫子疾の時は、則ち国人喜び、活すれば則ち国人皆 駭く。死を以て相賀し、生を以て相恐るるは、暴に非ずして何ぞや。賜 之を聞く、法に託して治むるは、之を暴という。戒めずして期を致すは、之を虐と謂う。教えずして誅するは、之を賊と謂う。身を以て人に勝つは、之を責と謂う。責むる

者は身を失い、賊する者は臣を失い、虐する者は政を失い、暴する者は民を失う。且つ賜 聞く、上位に居りて、此の四者を行いて亡びざる者は、未だ之れ有らざるなり」と。是に於いて季孫稽首し謝して曰く「謹みて命を聞かん」と。『詩』に曰く「載ち色し載ち笑す、怒るに匪ず伊れ教う」と。

ここには、子産が刑罰を減らし、民に慈愛を注いだため、民から慕われることになったこと、また法に託して治めることは「暴」だと季孫氏を戒める内容が見える。『孟子』によって「恵人」としてのイメージを強く付与された子産は、ここへきて遂に「刑書を鋳た子産」ではなく、「刑罰を減らす慈愛に満ちた子産」として描かれるようになったのである。

おわりに

以上、本稿では戦国期における子産像、特に儒家系文献に見える子産の「恵人」という評価を中心に検討を試みた。行政政策や明文法の制定など、様々な方面に力を入れた子産を、殊更「恵人」とのみ評価し、そこに「政を為すを知らず」という負のイメージをも附加するのは、孟子以降の儒家に突出した特徴であり、その背景には、孔子から続く法政・刑罰を徳・礼の下位に位置づけようとする儒家の強固な姿勢があったのではないかと指摘した。

孟子の活動時期と同時期に書写されたと考えられる新出土文献・清華簡『子産』には、儒家が子産に付与した「恵人」の評価のみならず、『左伝』同様、令・刑を定め、賢臣を推挙して政治を行うなど、様々な子産の政治施策が見られるとともに、「亡好悪（好悪亡し）」や「卑逸楽（逸楽を卑む）」「張美棄悪（美を張し悪を棄つ）」などの為政者に対する訓戒が列挙されていた。その一方で、『左伝』とは異なり、具体的な事件や故事に関する記述は見えず、本篇が歴史書ではなく、明らかに子産の政策をまとめて作成された「訓戒書」の役割を担った文献であったことが窺える。本稿冒頭で、津田氏や小野沢氏の述べる「『荀子』や『史記』の影響下に『左伝』に見える儒家的な子産像が形成された」とする説を提示したが、清華簡『子産』の発見により、それ以前にも「恵人」としての子産評価は存在していたことが明らかとなった。孟子以降の儒家は、多方面に及ぶ子産の事蹟の中から、このような子産像を選び取り、自説に活用した

ものと考えられる。

注

（1）『左伝』襄公三十年に「及三年、又誦之曰、我有子弟、子産誨之、我有田疇、子産殖之、子産而死、誰其嗣之」とある。

（2）『左伝』昭公四年に「鄭子産作丘賦、国人謗之」とある。

（3）『左伝』昭公六年に「鄭人鋳刑書、叔向使詒子産書曰、始吾有虞於子、今則已矣」とある。

（4）『左伝』昭公元年に「山川之神、則水旱癘疫之災、於是乎禜之。日月星辰之神、則雪霜風雨之不時、於是乎禜之」とある。

（5）『左伝』昭公七年に「子産曰『能。人生始化曰魄、既生魄、陽曰魂。用物精多、則魂魄強。是以有精爽、至於神明。匹夫匹婦強死、其魂魄、猶能馮依於人、以為淫厲。況良霄』」とある。

（6）この点については、塩出雅「子産の施策と宗教意識」（『待兼山論叢』哲学篇第十二号、一九七八年十二月）や野間文史『春秋左氏伝――その構成と基軸』（研文出版、二〇一〇年三月）に詳しい。

（7）小倉芳彦『中国古代政治思想研究――『左伝』研究ノート』（青木書店、一九七〇年三月）、平勢隆郎『左伝の史料批判的研究』（汲古書院、一九九八年十二月）等の論著を参照。

（8）注（6）野間（二〇一〇）、六十二頁。

（9）安本博「鄭の子産と晋の叔向」（『東方学』第四十四号、一九七二年七月）、注（6）塩出（一九七八）、菅本大二「鄭の子産――『春秋左氏伝』の善政観とその変容」（『国語教育論叢』第六巻、一九九七年三月）等の論著を参照。

（10）津田左右吉『左伝の思想史的研究』（東洋文庫、一九三五年、九月）、小野沢精一『中国古代説話の思想史的考察』（汲古書院、一九八二年十二月）を参照。

（11）注（9）菅本（一九九七）、二一二頁。

（12）清華大学出土文献研究与保護中心編・李学勤主編『清華大学蔵戦国竹簡（六）』（中西書局、二〇一六年四月）所収。

（13）清華大学出土文献研究与保護中心編・李学勤主編『清華大学蔵戦国竹簡（六）』（中西書局、二〇一六年四月）。なお、「子産」という篇題は、整理者による仮称である。以下、引用する清華簡『子産』の釈文は重文記号を用いず、原釈文に従って通用字体に改めた。ただし、原釈文の文字解釈に疑問が残る場合には、注にその他の先行研究の解釈も提示し、妥当と思われるものに従った。

（14）「内」字について、王寧氏（参考文献F）が字形から「納」と釈読するのに従う。

（15）「支」字について、武漢大学簡帛論壇「清華六《子産》初読」の第四楼に暮四郎氏（網名。参考文献C）が音通により「辯或辦」とするのに従う。

(16)「有事」については、整理者が「有道」の意と指摘している。「有事」はその他、第1・5・6・8簡に見え、「有道」は第6・9・11・12簡に見える。

(17)「窶」字について、趙平安氏（参考文献B）が字形から「崇」と釈読するのに従う。

(18)「賏」字について、王寧氏（参考文献F）が字形より「**勍**」と釈読し、『玉篇』に「**勍**、大也」とあるのを引いて「大」の意とするのに従う。

(19) 該当箇所は次のとおり（【 】は整理者の付けた竹簡番号を表している）。「善君必循昔前善王之法、聿求藎之賢可、以自分重任、以果将。子【20】産用選老先生之俊、乃有桑丘仲文・杜逝・肥仲・王子伯願。乃設六輔、子羽・子剌【21】・蔑明・卑登・倍之辨・王子百」。なお、『清華大学蔵戦国竹簡』第三分冊に所収の『良臣』には、ここで見える「老先生の俊」「六輔」に相当するであろう「子産の師」「子産の輔」が列記されており、両者の共通性が注目される。

(20)「**邉**」字について、武漢大学簡帛論壇「清華六《子産》初読」の第七十六楼にsting氏（網名。参考文献C）が『論語』学而に「言可復也」とあり、その朱熹集注に「復、践言也」とあるのを引いて「復」字とするのに従う。

(21)（注12）前掲書、下冊一三六頁。

(22) 参考文献Bを参照。

(23)「遇」字について、王寧氏（参考文献F）が『戦国策』斉策一に「復搏其士卒以与王遇、必不便於王矣」とあり、その鮑注に「遇、敵也」とあるのを引いて説明するのに従う。

(24)「作」字について、王寧氏（参考文献F）が「措」と釈し、「置」の意とするのに従う。

(25)「蓄」字について、王寧氏（参考文献F）が音通から「零」と釈読するのに従う。

(26)「事」字について、武漢大学簡帛論壇「清華六《子産》初読」の第七十三楼にee氏（網名。参考文献C）が音通により「使」とするのに従う。

(27)「**葱**」字について、趙平安氏（参考文献B）が字形から「廃」と釈読するのに従う。

(28)「**䎽**」字について、『説文解字』に「習也」とある。

(29)「**㑊**」字について、程燕氏（参考文献D）が音通から「繹」と釈読し、『論語』子罕「繹之為貴」の邢昺疏「繹、尋繹也」を引いて説明しているのに従う。

(30)「**斁**」字について、武漢大学簡帛論壇「清華六《子産》初読」の第0楼にee氏（網名。参考文献C）が字形より「禁」とするのに従う。また「御」字について、徐在国氏（参考文献E）は『左伝』昭公六年の「猶不可禁禦」を引いて、「禦」と釈読する。

(31)「**悊**」字について、王寧氏（参考文献F）が音通から「悛・

峻」と釈読するのに従う。峻命とは厳令、裕儀とは寛令を指すものと考えられる。

(32) 清華簡『子産』第15～17簡には、次のように見える（【】は整理者の付けた竹簡番号を表している）。「子【15】産輔於六正、与善為徒、以卻使不善、毋茲違拂其事。労恵邦政、端使【16】於四鄰。治弁解慣、炳則任之、善則為人。勛勉求善、以助上牧民【17】」。

(33)「兀者」について、『経典釈文』荘子・徳充符に、「李云、刖足曰兀」とある。

(34) 該当箇所の他、『韓非子』には子産の言行が、内儲説上に四箇所、外儲説左上に三箇所、外儲説左下に二箇所、難三に二箇所見られる。

(35)『論語』憲問（本稿資料②）。

(36)『左伝』昭公二十年に「及子産卒、仲尼聞之、出涕曰「古之遺愛也」。」とある。

(37)『孟子』離婁下（本稿資料⑤）。

(38)『礼記』仲尼燕居（本稿資料⑫）。

(39) 山岡利一『子産の生涯と思想』（前田書店、一九七八年十一月、二〇二頁）。

(40)『左伝』襄公三十一年には、「子産曰「何為。夫人朝夕退而游焉、以議執政之善否。其所善者、吾則行之、其所悪者、吾則改之。是吾師也。若之何毀之」とあり、実際には該当箇所は、子産の教育を重視する発言というよりも、郷校において行われる政治議論の統制について語った箇所と考えられる。

(41)『左伝』襄公三十年、『呂氏春秋』先識覧・楽成などに見える。

(42) 清華簡『子産』第26～27簡に「為民刑程、上下和輯。野三分、粟三分、兵三分、是謂「献固」。以助【26】政徳之固【27】」とある（なお、【】は整理者の付けた竹簡番号を表している）。

(43)『左伝』昭公二十九年に次のようにある。仲尼曰「晋其亡乎、失其度矣。夫晋国、将守唐叔之所受法度、以経緯其民、卿大夫以序守之。民是以能尊其貴、貴是以能守其業、貴賤不愆、所謂度也。文公是以作執秩之官、為被廬之法、以為盟主。今棄是度也、而為刑鼎。民在鼎矣、何以尊貴、貴何業之守。貴賤無序、何以為国。且夫宣子之刑、夷之蒐也、晋国之乱制也。若之何以為法。

(44)『詩』魯頌・泮水。

【参考文献】

（インターネット上で公開）

清華大学出土文献研究与保護中心（清華網）：
http://www.tsinghua.edu.cn/publish/cetrp/6831/index.html
武漢大学簡帛研究中心（簡帛網）：http://www.bsm.org.cn/
復旦大学出土文献与古文字研究中心（復旦網）：
http://www.gwz.fudan.edu.cn

A. 清華大学出土文献読書会「清華六整理報告補正」：清華網（二〇一六年四月十六日）
B. 趙平安「《清華簡（陸）》文字補釈（六則）」：清華網（二〇一六年四月十六日）
C. 武漢大学簡帛論壇「清華六《子産》初読」：簡帛網（二〇一六年四月十六日～）
D. 程燕「清華六考釈三則」：簡帛網（二〇一六年四月十九日）
E. 徐在国「談清華六《子産》中的三個字」：簡帛網（二〇一六年四月十九日）
F. 王寧「清華簡六《子産》釈文校読」：復旦網（二〇一六年七月四日）

【附記】本研究は、ＪＳＰＳ科研費（研究課題番号１５Ｋ１６６１７）の助成を受けたものである。また、本稿は「「儒学――蜀学と文献学――」国際シンポジウム」（二〇一六年十二月十～十一日、於大阪大学）において口頭発表を行った内容に、その際賜ったご指摘をもとに、加筆・修正を加えたものである。貴重なご意見をくださった先生方に衷心より御礼申し上げる。